



交通安全の願いを込めて

旗波作戦・反射材でつなぐオホーツク街道交通安全びがっつと作戦が行われました

9月下旬以降、全道的に交通死亡事故が連続して発生しており、日没が早くなるこの季節は歩行高齢者被害の交通事故が増加します。11月22日(金)役場前交差点にて、小清水町交通安全町民運動推進協議会と小清水町交通安全協会の協力により旗波作戦が行われ、行き交う自動車の運転手に交通安全を呼び掛けました。

また、この日は「反射材でつなぐオホーツク街道交通安全びがっつと作戦」と題した反射材タスキリレーも行われ、オホーツク地域全市町村が参加しました。小清水町は清里町からタスキを受け取り、交通安全の願いと共に網走市へ繋げられました。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年のはじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570 (070) 117 [ナビダイヤル]

※050から始まる電話、または070-5***・070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は、

☎ 03 (6700) 1130

(受付期間) 平成25年11月1日(金)～平成26年3月14日(金)

(受付時間) ○月 曜日 午前8:30～午後7:00

○火～金曜日 午前8:30～午後5:15

○第2土曜日 午前9:30～午後4:00

月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7:00まで相談をお受けします。

祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

ご家庭で、事業所で節電にご協力ください

北海道電力管内においては電力の安定供給が確保される見通しですが、発電設備の計画外停止リスクや、冬の北海道における万が一の電力供給のひっ迫は、生命、安全を脅かす可能性があることを踏まえ、北海道電力では多重的な対策を講じるとしています。

そこで、町では、これまでの節電意識を継続し、日常生活や経済活動に負担が生じない、無理のない節電を町民及び事業者の皆さまに広く節電の取組を呼びかけるとともに、町自らも電力使用者の一人として引き続き節電に取り組むこととします。

北海道電力が節電をお願いしている期間・時間帯・量

平成25年12月9日(月)～平成26年3月7日(金)までの平日

午後4時～午後9時の間(12月30日(月)～1月3日(金)を除く)

※6%以上の節電にご協力をお願いします。

(一時間帯における使用最大電力(KW)を抑制することであり、電気使用量(KWh)の抑制ではありません。)

※特に、ご家庭においては、電気の使用が増える夕方以降(午後4時～午後9時)の時間帯のご協力をお願いします。

節電に関するお問い合わせ

ほくでんホームページ www.hepco.co.jp

網走営業所 お客さまセンター ☎0152 (43) 4106 受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)

今冬の節電に向けた町の取り組みについて

- ☆節電期間 次の期間を節電期間として実施します。
平成25年12月1日(日)から平成26年3月31日(月)まで
- ☆節電目標 目標数値は設定しませんが、日常生活や日常業務に負担の生じない、無理のない範囲での節電に取り組むことにより、使用最大電力及び電力使用量の抑制に努めるものとします。
- ☆対象部局 町長部局、教育委員会、消防小清水分署
- ☆取組内容
 - ・ピークカット(一時間帯での最大使用電力の抑制)を基本に取組を実施します。
 - ・庁舎(施設)ごとに取り組む事項と、職場の状況に応じ職員が行動していく事項について実施していきます。
 - ・なお、具体的な取組にあたっては、来庁者及び利用者の安全が保たれ、理解が得られるよう周知を図り実施していきます。

【庁舎(含施設)ごとの取組】

- 廊下・執務室照明
 - ・使用していないエリアは、消灯を徹底する。
 - ・昼休みや業務時間外の消灯を徹底する。
- コンセント動力
 - ・パソコン等OA機器のスリープモード設定を徹底する。
 - ・プリンター等の電源を切る。
- 空調
 - ・執務室の室内温度を22℃とする。(または、ウォームビズ等により室内環境に配慮しつつ、22℃より若干引き下げる。)
 - ・使用していないエリアは空調を停止する。
 - ・夕方以降はブラインド・カーテンを締め、暖気を逃がさない。

【職員行動】

- ◆次の取組などについて、職員の創意工夫により実施
 - [OA機器]
 - ・退庁時におけるパソコンのコンセントオフ
 - ・離席時におけるパソコンのスリープモード化
 - [職場環境]
 - ・不要な照明のこまめな消灯を徹底する。

☆その他

各庁舎及び施設における具体的な取組にあたっては、来庁者や執務室の状況、職員の健康などに配慮するとともに、各職場における創意工夫と自主性のもと推進していきます。

【お問い合わせ先】

総務課総務係 ☎ (62) 4470